

令和6年第11回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年11月5日（火） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時45分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	舩木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
10番 佐藤 和夫 11番 高畠 辰也

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・その他

- (1) 遊休農地について
- (2) 広島市議会令和5年度決算特別委員会 農業関係質疑の要旨
- (3) 令和6年度第4回地区協議会の日程について
- (4) 令和6年11月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第11回広島市農業委員会総会を開会します。

本日は全員出席です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。10番、佐藤委員、11番、高畠委員。
よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、13件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の13件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番、2番は、共有地の持分を取得するものです。

3番、5番、10番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

5番の申請地のうち転用部分については、6ページ議案第3号の1番で審議します。

4番、11番は、生前贈与のため所有権を移転するものです。

6番、8番は、新規就農するために取得するもので、それぞれキュウリ、トマト、タマネギなどを栽培する旨の営農計画書が提出されています。

7番は老齢となった遠隔地に住む兄から申請地近くの実家に住む弟が耕作地を取得するものです。

9番、12番、13番は、申請地の隣接地を耕作及び所有しており便利のため申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の13件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、2番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る10月16日、事務局職員と現地確認を行いました。山本委員は、後日調査されています。

1 番、2 番の申請地は共有地で、その共有地をそれぞれが単独で所有するため、持分を所有権移転するものです。申請地はしっかりと耕作されており、問題ありません。

議 長

3 番は私が説明します。

10 月 11 日、私と溝口委員、事務局職員で現地調査を行いました。

3 番は、経営規模を拡大するためであり、現地もきれいに管理されていました。問題ないと思います。

4 番、上垣内委員。

上垣内委員

6 番の上垣内です。10 月 18 日に事務局職員、浅元委員と現地を調査しました。4 番の申請地は4 筆あり、父から子に贈与するもので、現地は管理されており、問題ないと思います。

議 長

5 番、浅元委員。

浅元委員

7 番、浅元です。5 番は10 月 18 日に上垣内委員、事務局職員2 名と現地調査を行いました。譲渡人は高齢で耕作困難となったため譲り渡し、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えており、譲り受けることとしたものです。申請地は適正に管理されており、特に問題はないと思います。

議 長

6 番、下谷委員。

下谷委員

9 番、下谷です。6 番は10 月 17 日、佐藤委員、事務局職員2 名と現地調査をしました。きれいに耕耘され管理されていました。問題ないと思います。

議 長

7 番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。7番は10月17日に谷口委員、事務局職員と現地調査をしました。譲渡人は、申請地が居住地から遠く、高齢となったので、弟に贈与するものです。譲受人である弟は、申請地から歩いて5分のところに住んでおり、引き続き米を作るということで、問題はありません。

議 長

8番から10番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。8番から10番の現地調査を、先月の10月18日、児玉委員及び事務局職員2名で行っています。

8番の譲受人は、近年転入され、その住宅に隣接した申請地で家庭菜園を行うものです。

9番は、譲受人の田に隣接している狭隘な31㎡の申請地を、利便性向上のため取得する案件です。

10番は、申請地3筆のうち、狭隘な2筆は野菜を栽培し、1筆は稲作の規模拡大をする案件です。

いずれの申請地も管理状況は良く、異論はありません。

議 長

11番、12番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。11番、12番は、10月18日に児玉委員、事務局の方と現地調査をしました。

いずれの申請地も、水田として適正に管理されており、問題ないと思います。

議 長

13番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。13番の案件ですが、10月18日に奥田委員、事務局職員と現地調査をしています。譲渡人と譲受人は親子で、申請地は譲受人の農地の隣接地であり、母から子へ贈与するという案件です。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、13件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。

1番は相続財産管理人が財産処分をするにあたり、裁判所から一部農地以外の利用がされているという指摘を受けて対応している案件です。元々は上段からの雨水等を逃がす目的で田の一部を水路の形状に変更していたところへ、後に建てられた家屋の生活用水の排水路として使用しているものです。現状の水路部分を分筆して用悪水路へ地目変更登記を行った上で財産処分を行うことを申請人から聞き取りしています。

申請地は既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき追認許可しようとするもので、申請書には経緯書を添付させています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、高畠委員。

高島委員

11番の高島です。10月17日に事務局2名と現地調査を行いました。

事務局の説明のとおり、用悪水路に転用するもので、申請地は排水路として管理されており、問題ないものと思います。

議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、6件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の6件について、説明いたします。議案の6ページから7ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、農家レストラン等として利用しようとするものです。申請地番の内、転用しない411.7㎡については、議案第1号議案番号5番で第3条許可申請されています。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の軽微な変更、用途区分の変更を行い、申請地を農業用施設用地に変更し、農産物生産及び販売施設として農家レストラン等を設置しようとするものであるため、農地法第5条第2項ただし書き「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするとき」により、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年10月11日付けでされており、用途区分が変更されたことを確認しています。

また、2番、3番、5番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

2 番は農振農用地区域でしたが、令和 6 年 8 月 3 0 日付けで農業振興地域の整備に関する法律に基づく第 1 2 条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。

4 番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、自己用住宅・納屋物置として利用するものです。

6 番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、貸資材置場として利用しようとするものです。

これらの案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法 5 条第 2 項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、1 番、4 番、6 番は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議 長

議案第 3 号について、担当委員の意見を伺います。

1 番、浅元委員。

浅元委員

7 番、浅元です。1 番の申請地は 3 条許可の申請もあったので、1 0 月 1 8 日に上垣内委員、事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

譲渡人は、高齢で耕作困難となったため譲り渡し、譲受人は農家レストラン、直売所、駐車場として利用しようとするものです。

申請地は、手続きをせずに一部を既に転用しており、始末書を添えて許可申請がされています。周辺農地等への影響や、農業振興上も特に支障は認められず、問題はないものと思います。

議 長

2 番、岩重委員。

岩重委員

8 番、岩重です。2 番について説明します。

現地確認は農振除外で、令和 6 年 3 月 1 9 日、事務局職員 2 名と行いました。

太陽光発電設備への転用ですが、周辺農地への影響はなく、この申請は問題ないと思います。

議 長

3 番、4 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。3 番、4 番は先月 17 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

3 番は太陽光発電設備を設置するには非常に良好な場所と思われます。隣接する東側 2 か所、南側 1 か所には、既に太陽光発電が稼働しています。

申請地は 2 筆あり、南側の申請地に接する道路は私道で、資材等の搬入やメンテナンス時に使用できないことから、北側の申請地に接している道路を資材等の搬入やメンテナンス時に使用します。太陽光発電設備の設置に伴う周辺農地へ影響はなく、問題はないと思います。

4 番は既に木造瓦葺き 2 階建ての住宅が建っています。昭和 43 年に手続きをせずに住宅を建築したもので、現在も宅地として利用されています。昭和 63 年に一部取り壊して増築をし、その際にも、転用許可は受けずに増築されています。今回、父から子に贈与することになったため、5 条許可申請されたものです。申請書には、始末書が添付されており、問題ないと思います。

議 長

5 番、高島委員。

高島委員

11 番、高島です。5 番は 10 月 17 日に事務局と現地調査を行いました。

申請地は、以前は水稻を作付けされていましたが、申請者の夫が亡くなり、管理方法を検討していましたが、後継者がいないことから休耕地となっていました。太陽光発電施設になりますが、近隣の農地には影響なく、許可相当と思います。

議 長

6 番、奥田委員。

奥田委員

18 番、奥田です。6 番は 10 月 18 日に事務局の方と現地調査をしました。

申請地は既に資材置場になっていますが、先ほど説明がありましたように、違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとする案件で、始末書もあります。周囲に影響はなく、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、6件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。

今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第４号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

１番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

２番、鍛冶山です。去る１０月１６日に事務局職員と現地を確認しました。申請地は野菜がしっかり栽培されており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第５号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、６４件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第５号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の６４件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和６年１０月２５日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。

これは、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないという規定によるものです。

それでは、議案の９ページから１９ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。

利用権設定の新規分として３９件、継続分として利用権設定の終期が本年１１月３０日までとなっている計画の更新が２５件となっております。

なお、新規分のうち番号に網掛けをしている議案番号１０番から１４番の５件は、広島市農林水産振興センターが“ひろしま活力農業”経営者育成事業の研修生、以下活力生といいます。１名の実地研修農地として借り受けていたものを新規就農に伴い一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から転貸を受け、耕作を継続するもので、実質的に地権者の貸主と利用者の借主の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件のため、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。

新規分について説明をいたします。９番の受人は新規就農者で県外の住所ですが、受人が勤める種苗会社をもうすぐ定年退職することになり、妻の実家のある広島で独立するために就農地を求めるものです。当面は妻の実家を拠点として農業に従事し、白木町内で家を買う計画であることを安佐北区農林課が聴き取りしています。

２１番は広島市の新規就農者ですが、安芸高田市の認定農業者であり、安芸高田市八千代町に５，０２０㎡の畑があります。

３７番は広島市の新規就農者で市外の住所ですが、廿日市市内に１，２５３㎡の畑があることを廿日市市農業委員会に確認しました。議案の右側の「利用権設定後の耕作面積」を９５２㎡と記載していますが、廿日市市の農地面積１，２５３㎡を足して２，２０５㎡となり、利用権設定の下限面積１，０００㎡以上となります。

新規分の９番から１４番、２１番及び３７番を除く３１件は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した６４件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和６年１１月２９日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第５号の説明を終わります。

議 長

議案第５号について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分２５件については、引き続き営農活動が行われております。それでは、新規分３９件の内、意見聴取不要案件を除いた３４件について、担当委員の意見をお伺いします。

１番、上垣内委員。

上垣内委員

６番、上垣内です。１０月１８日に、事務局の方と現地を確認しました。

周囲も稲作をされており、水稻を栽培するには、何も問題ないと判断しました。

議 長

2 番から 6 番、浅元委員。

浅元委員

7 番、浅元です。2 番から 6 番は 10 月 29 日に現地調査を行いました。

2 番は、借受人が水稻の経営規模を拡大するために、利用権設定を受けるものです。

3 番から 5 番は、農地中間管理機構を通して、地元の農事組合法人が、水稻の経営規模を拡大するために、利用権設定を受けるものです。

6 番は、借受人が、水稻、野菜の経営規模を拡大するために、利用権設定を受けるものです。

2 番から 6 番、いずれも適正に管理されており、特に問題はないと思います。

議 長

7 番から 9 番、岩重委員。

岩重委員

8 番、岩重です。7 番から 9 番について説明します。現地の確認は、10 月 17 日に行いました。

現地はビニールハウスがあり、耕作がすぐできる状態でした。借受される方と何度かお話しする機会があり、定年を迎え広島に移住し、切り花の生産をしたいというお話をされていました。問題ないと思います。

議 長

15 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。15 番は、10 月 17 日に現地の確認をしています。

貸人の夫は、数年前に亡くなられ、現在まで自己保全管理されていましたが、この度、安佐南区の認定農業者が経営規模拡大のため、賃借権を設定し、広島菜の栽培を行うものです。

貸人は、高齢で耕作できないということもあり、下中推進委員のあっせんにより、双方合意の上、利用権設定となった案件です。問題はないと思います。

議 長

16 番、17 番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。16、17番は、10月24日に現地調査しました。
青年等就農計画認定者が借りられるもので、問題ないと思います。

議 長

18番、19番、高畠委員。

高畠委員

11番、高畠です。10月21日に現地を確認しました。

18番、19番は中間管理機構を通しての利用権設定です。この地区は、昔から野菜づくりが盛んな地域で、貸人の先代も野菜づくりをされていました。貸人は県外在住で、利用権設定を受ける方は、安佐南区に住んでおり、認定農業者です。12月1日から10年間の賃借権設定となりますが、問題ないと思います。

議 長

20番、21番、沼田委員。

沼田委員

12番、沼田です。10月末に現地調査を行いました。

貸人の農地を中間管理機構が借り受け、〇〇市で認定を受けている認定農業者に貸し付けるものです。

現地は、小松菜等が植えてあり、管理されていました。問題ないと思います。

議 長

22番から24番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。22番から24番は、いずれの貸人も高齢で耕作が難しくなったということで、借人に利用権を設定するものです。借人の自宅より、200メートル以内で1か所にまとまっているので、経営規模拡大するには非常に便利なところ です。現地はきれいに管理されており、問題ないと思います。

議 長

25番から27番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。25番から27番は、10月15日に現地調査を行いま

した。

２５番の貸人は高齢で、借人の認定農業者は、すぐ近くでミニトマトを栽培しています。今回借りられるところは耕耘されており、問題ないと思います。

２６番、２７番の借人は、小麦の栽培をしており、経営規模を拡大したいということです。貸人はお米を作っていましたが、水路の掃除等が大変だということでやめられ、保全管理になっていました。問題はありません。

議 長

２８番、２９番、山縣委員。

山縣委員

１６番、山縣です。２８番及び２９番について説明します。この件につきましては、１１月１日に現地調査しました。

２８番の貸人は県外に住んでおり、耕作困難なため、広島県森林整備農業振興財団を通して、２９番の活力生に利用権を設定し、野菜と果樹を栽培するものです。

現地は休耕地となっていますが、整備をすれば耕作することは可能であり、問題はないと思われます。

議 長

３０番から３８番、吉田委員。

吉田委員

１７番、吉田です。３０番から３８番の１７筆は、１０月２５日に現地調査をしました。

３０番から３２番は水稻が栽培されていましたが、耕作できなくなったので、同一の借人が利用権設定を受け、水稻栽培を継続するものです。

３３番は野菜、３４番は和牛の放牧、３５番、３６番は飼料作物、３７番は野菜で、それぞれ利用されるものです。

３０番から３８番のすべての農地は管理もよく、借人は広島市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の要件を満たしており、問題ありません

議 長

３９番、児玉委員。

児玉委員

１９番、児玉です。借人はスローライフ研修の出身で、佐伯区湯来地区で、

4反ほど耕作されていましたが、80歳を超え高齢となり、ちょっと通うのは、しんどいということで、近隣の農地を探していました。

貸人は相続した農地がありましたが、農業未経験のため、ぜひ借りて欲しいということで、貸人は自宅から歩いて5分のところであり、利用権設定が成立したものです。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、64件について計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続きまして、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、44件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の20ページをご覧ください。今回、1番から3番で上程している合計44筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤの原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

議案第 6 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1 番から 3 番、下谷委員。

下谷委員

9 番、下谷です。1 番から 3 番について、9 月 10 日、11 日に丸岡推進委員と現地調査をしました。その結果、山林、原野であったことを報告します。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、44 件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第 1 号から第 5 号の専決処理について、93 件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

報告第 1 号から第 5 号までの専決処理について、説明します。

報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出、24 ページから 27 ページの 22 件、及び報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 28 ページから 34 ページの 41 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 3 号、非農地証明申請 35 ページの 9 件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 3 項の規定により、事務局次長が専

決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出37ページ、38ページの15件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、39ページから40ページの6件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようですので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5のその他事項に入ります。事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

遊休農地についてです。別冊の配付資料1、2ページをお開きください。

広島市全体の遊休農地は121筆、87,540㎡となりました。その内訳は、令和6年度新たな遊休農地、13筆、7,415㎡、令和5年度以前からの遊休農地は108筆、80,125㎡でした。

続いて、表の中ほどをご覧ください。令和5年度の遊休農地は、134筆、100,245㎡でした。その表の上に、令和6年度に解消された遊休農地があります。推進委員及び農業委員に遊休農地の解消に努めていただいたところ、26筆、20,120㎡解消されました。内訳は、耕作・保全管理された農地が14筆、8,392㎡、非農地等となった農地が12筆、11,728㎡ありました。

解消されなかった遊休農地の中で、勧告済みの農地が3筆、4,318㎡あり、今年度、勧告予定の農地が2筆、2,969㎡あります。

次のページからは、地区協議会ごとに、遊休農地の筆数及び面積を掲載しております。

次に令和5年度以前からの遊休農地についてです。5ページからです。6ページをお開きください。

表の右端に農地所有者等の昨年、令和5年度時点の意向を記入しております。また、右端から2番目の欄に、今年令和6年度の調査で、農地がどのような状況であったかを記入しております。このうち、遊休のままである農地については、現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしくお願いします。

また、これらの農地の中で、調査した時は、遊休農地であったが、その後に、耕作・保全管理などがされていまして、事務局まで、お知らせください。

次に勧告農地についてです。15ページからです。16ページをお開きください。

勧告が行われる農地は、農業振興地域内の農地で、1,000㎡以上の農地です。現在、農地中間管理機構への意思表示をしておらず、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合です。

また、中間管理機構への貸付申込書の提出のない場合も該当いたします。

勧告になりますと、課税強化となり、翌年度から固定資産税が1.8倍となります。

今年度、解消されなかった遊休農地の中で、今年度、勧告予定の農地が2筆、2,969㎡あります。

また、令和5年度までに勧告済みの農地が3筆、4,318㎡あります。

これらの勧告済みの農地で、現地在保全管理等されていまして、至急事務局までお知らせください。勧告を取り下げます。

次に、令和6年度新たな遊休農地についてです。17ページからです。18ページをお開きください。

今年度の利用状況調査の結果を基に、推進委員に新たな遊休農地を選定していただき、農業委員の確認後、事務局に提出していただきました。

また、10月にかけて、事務局は、推進委員と現地調査をいたしまして、この表を作成しております。

現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。

委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしくお願いします。

以上で遊休農地の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和6年度遊休農地につきましては、現在、推進委員が意向調査を実施されておりますので、その支援をよろしくお願いします。

また、本日の資料は、農業委員と現地調査の上、推進委員により提出いただいた現時点での遊休農地ですが、再度、遊休農地でよいのか、確認いただきたいと思います。

続きまして、事務局から報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは別紙でお配りしています、令和5年度決算特別委員会の関係の資料をご覧ください。

特別委員会でありました農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。

10月10日に開催されました、経済観光環境関係分科会で、佐伯区の藤本委員、それから西区の福田委員、山本委員から、農業関係の質疑がありました。

藤本委員からは、農業振興と不作付農地の解消対策についての質問がありました。

まず、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に生かすため、地区協議会を設置しているが、その構成と活動はどのようなものか。」という質問があり、「農業委員会では、農業委員19名と、農地利活用最適化推進42名を構成員とする地区協議会を6つの地区に分けて設置しています。

地区協議会は、市、JA、農林水産振興センターの関係機関の参加のもと、2か月に1回会議を開催しており、農地の利用状況調査の結果などの情報共有を行うとともに、農地の利活用が進むよう、担い手への農地の利用集積や新規就農者への農地のあっせん等の活動に取り組んでいます。」これは私、農業委員会事務局次長が答弁いたしました。

次に「令和5年度の農業振興施策の中で、不作付地を広げないために、地域の担い手を支援する事業にはどのようなものがあるのか、また、その成果を教えて欲しい。」につきましては、「農地の利活用についての施策として、地域が主体となって作成する農地利活用事業プランの作成及び実施を支援する地域主体の農地利活用支援事業や、耕作放棄地再生利用事業などにより、地域の実情に合った農地の利活用の取り組みを促している。」と農政課長が答弁いたしました。令和5年度の実績は記載のとおりです。

次に、「地域主体の農地利活用支援事業は、すべての地域に広げるべきと考えるが、推進できる手法はないか。」につきましては、「現在専門家の派遣や、本市職員による伴走支援等により、農地利活用事業プランの策定支援を行ってい

ます。

今後、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地の利活用の検討を行っている地域に対して、事業の周知を行うことにより、事業の普及を図っていきたいと考えています。」と、農政課長が答弁いたしました。

次に西区の福田委員から、農業振興について質問がありました。

まず、「ひろしま活力農業経営者育成事業の新規就農者の所得は十分確保できているのか。」と質問があり、「事業開始当初と異なり、固定費であるビニールハウス等のリース料が高騰したこと等により、リース期間である就農後10年間に於いて、他産業並みの所得が見込まれない状況となっていました。このため、令和5年度に他産業並みの所得約330万円の所得が確保できるよう、事業の拡充を検討してきたところであり、農業経営者として成り立つように支援することとしています。」と農政課長が答弁しました。

次に「新規就農者に対してどのような支援があるのか、1人当たりの支援額はどのくらいか。」については、「新規就農者に対し、経営の不安定な、就農初期に経営の安定化を図るため、給付金を給付する青年新規就農者確保事業を実施しており、原則50歳未満の者に対し、令和4年度以降の採択者には、毎月12万5千円を、最長3年間で合計450万円給付するとともに、就農初年度に農業経営に必要な機械・施設等の購入経費について、最大375万円を補助する事業です。」と農政課長が答弁しました。

次に、「更なる所得向上に向けた取組について考えを聞かせて欲しい。」これに対しては「令和6年度からは、リース期間を10年から15年に延長するとともに、国の補助事業を活用することなどにより、リース料の低減・定額化を図り、他産業並みの所得が確保できるよう、事業の拡充を行っている。

また、生産が安定する就農後4年目から10年目までの活力就農者に対し、果菜類等への転換を行う場合に必要な、農業機械や資材等の導入経費の一部を補助する生産品目転換促進事業を実施している。さらに活力就農者が中山間地域で営農継続し、ひいてはその地域に定着するため令和6年度から市場以外の販路の確保拡大を支援する新たなモデル事業として、中山間地域「好循環創出支援事業」を実施しています。」と、農政課長が答弁をいたしました。

次に、「本市では6次産業化についてどのような支援を行っているのか。」につきまして、6次産業化の取組を啓発するための講習会や商品化等に関する専門知識を有するアドバイザーの派遣を、平成28年度から行っています。」と農政課長が答弁しました。

次に同じく西区の山本委員から、「鳥獣被害防止と施設の管理運営」についての質問がありました。

まず、鳥獣被害防止についてでは、「安佐北区では、追い上げ花火を使用した対策を実施し効果もあるとのことであるが、西区でも積極的に利用してもらい

たい。」との質問があり、「西区では必要に応じて使用していると聞いています。」と鳥獣対策担当課長が答弁しました。

次に施設の管理運営については、「本市において市民菜園はどのような仕組みで運営されているのか、また市民菜園での鳥獣対策はどのようなになっているのか。」との質問があり、「市民菜園では、農地所有者が自ら開園し、管理を行っています。鳥獣対策については市民菜園の開園時、区役所職員が防除に関する補助事業の紹介を行っている他、鳥獣被害が発生した場合には、区役所職員が被害相談を受け、防除指導などの対応を行っています。」と農政課長が答弁いたしました。

報告は以上となります。

事務局（山根主査）

続きまして、令和6年度第4回地区協議会について説明します。19ページ、資料2をご覧ください。

表のとおり、11月6日水曜日から11月29日金曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。なお、第3回までの地区協議会では、地域計画の協議も含めた開始時間としておりましたが、今回の地域計画の協議の場は、地区協議会と切り離して開催されますので、地区協議会の開始時間は、第3回地区協議会で取り決めた時間より、30分遅い時間に変更しております。また、一部の開催場所については、出席者が多く見込まれる協議の場を支障なく執り行うために、第3回地区協議会の際決定した場所から変更としていますので、ご了承ください。

続きまして、令和6年11月の現地調査日程について説明いたします。20ページ、資料3をご覧ください。18日月曜日の午前は、旧市、午後は、安芸区、19日火曜日の午前は、安佐北区の可部・安佐地区、午後は、白木・高陽地区、20日水曜日の午前は、安佐南区、午後は、佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和6年第11回総会を終了します。

次回の総会は、令和6年12月5日木曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたる審議お疲れ様でした。